

SHOKOKAI NEWS

美郷町商工会

令和4年1月発行



本 所

邑智郡美郷町粕淵 400-7

TEL 75-0805 FAX 75-1326

大和支所

邑智郡美郷町都賀本郷 34-14

TEL 82-2132 FAX 82-2953

H P
e -meil

<http://misato.shoko - shimane.or.jp>
misatosho@sand.ocn.ne.jp



～上原会長 年頭の挨拶～



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては令和4年の新春を健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの変異株が日本国内でも拡大し、その影響の長期化により飲食や観光、運輸などの事業者を中心に厳しい経営環境に追い込まれ、コロナに翻弄された一年でありました。ワクチン接種が進み、昨年の秋以降国内での感染者は一旦落ち着きを見せたものの、世界的には収束の兆しが見えず、国内でもオミクロン株による第6波が到来しており更なる影響への懸念もございます。反面、先般行われました経団連新年賀会での景気予想でも「ウィズコロナが新しい日常になる」と言われていたように、今後とも新たな生活様式への対応やピンチをチャンスに変えるような発想の転換が様々な業界において必要になると考えております。

このような状況下ではございますが、幸いにも美郷町内ではクラスター感染等は確認されておらず、経済活動に影響は残るものの、新たな飲食店や小売店の出店の動きなどもあり、良い傾向もみられております。未だ先の見えない状況下ではありますが、本年も美郷町商工会として、昨年に引き続きコロナ禍やアフターコロナに対応する施策として「みさと。Pay 事業」と「事業再構築補助金」を始めとした新たな生活様式への対応に資する施策を行政とともに進めてまいります。

また、第2次美郷町経営発達支援計画を基に、より一層気を引き締めて個社支援を充実させ、皆様のご支援とご協力をいただきながら「商工振興」に役職員一丸となって取り組んでまいりますことをお約束申し上げます。

末筆ではございますが、本年も皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、本年が商工会や会員の皆様方にとって実り多い年になりますよう祈念いたします。

表彰者紹介：受賞おめでとうございます



■ 全国商工会連合会長表彰【優良女性部の部】

：美郷町商工会女性部 様

活動報告

～令和3年度 研修会・説明会の実施～

インボイス制度説明会

令和3年11月25日(木)に美郷町商工会では美郷町青色申告会との共催で「インボイス制度」にかかる説明会を開催しました。浜田税務署担当者2名を講師にお招きし、「インボイス制度とは何か」、「どういった方に影響が及ぶのか」といった内容についてご説明いただきました。本所と大和支所で午前・午後に分けて開催し、総勢34名の方にご参加いただきました。説明会後は「インボイス制度」に関する問い合わせも増え、今まで制度について関心のなかった企業の方にも関心を持っていただく良い機会となりました。



事業承継セミナーの開催

令和3年9月24日(金)に「令和3年度事業承継セミナー」を開催しました。Life Management Support 代表 廣富 雅昭氏を講師にお招きし、「事業承継の現場から!～実際のケースから学ぶこと～」をテーマにご講演いただき、11名の方にご参加いただきました。管内事業所の役職員の高齢化や後継者不足は商工会としても重要課題と捉えております。今後とも美郷町商工会では事業承継に資する支援を行ってまいりますので、ご相談やお悩みをお持ちの事業所はぜひ商工会までご相談ください。



～ 令和3年度青年部・女性部の活動 ～

石東ブロック商工会青年部女性部 研修大会の地元開催

本年6月に美郷町・邑南町・川本町・大田市・桜江町の5市町からなる石東ブロックの合同研修大会が「みさと館大ホール」にて開催されました。県青連会長や美郷町長を来賓にお招きし、青年部主張発表の披露や、SNSによる発信力強化法をテーマとした講演などが行われました。コロナ禍の中規模を制限しての開催でしたが、総勢74名がご出席され、5商工会の青年部・女性部にとって有意義な研修の場となりました。



島根のいいもの販路開拓 調査研究事業への協力

本年、島根県商工会青年部・女性部連合会では商工会法施行60周年を記念し、県内の特産品などをセットにして販路拡大を目指す事業を実施されました。美郷町からは2事業所が出品され、6種のセット×100セット(合計600セット)が11月1日から販売開始され、同月末までに全セットが完売となりました。12月に行われた商品の梱包作業には美郷町商工会女性部長も参加され、1品1品丁寧に箱詰めされました。



決算・確定申告の準備はお早めに！



確定申告期間 ⇒ 2月16日(水)～3月15日(火)
 消費税申告期間 ⇒ 3月31日(木)まで

本年の派遣税理士は・・・

本所 上田 達英税理士 (邑南町)
 大和支所 佐多 宗 税理士 (浜田市) 　　です。よろしくお願いいたします

申告に必要な書類	ア.	決算書、年金通知書、源泉徴収票、売買契約書、保険満期通知などの所得の額が分かる書類。
	イ.	国民健康保険、国民年金等の証明書。
	ウ.	生命保険控除証明書、損害保険控除証明書、医療費控除書類（領収書等）住宅控除書類、小規模企業共済掛金の証明書。
	エ.	税務署から送付されたハガキ。

商工会では決算申告にあたってのお願いのハガキを送らせて頂きます。
 期限内申告及び適正な決算を行うために書類を整えて、ハガキに記載された期日までに商工会にご持参ください。何卒ご協力頂きますようよろしくお願いいたします。



小規模企業共済

小規模企業共済とは、小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる共済制度で、掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる、小規模企業の経営者のための「退職金制度」です。

- ①月掛金は 1,000～70,000 円まで 500 円単位で自由に設定が可能で、加入後も増額・減額できます。
- ②共済金は、退職・廃業時に受け取る。受け取り方は「一括（退職所得扱い）」「分割（雑所得扱い）」「一括と分割の併用」があり、いずれの場合も税制メリットがございます。



経営セーフティ共済

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際（夜逃げを除く）に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度で、有事の際に無担保・無保証人で掛金の最高 10 倍（上限 8,000 万円）まで借入れができます。

- ①掛金月額 は 5,000 円～20 万円で自由に増額・減額できます。（800 万円まで積立可能）
- ②確定申告の際、掛金を損金算入できるので、節税効果があります。
- ③いつでも解約が可能で、解約手当金が受け取れます。40 か月以上の納付実績があれば払い込み掛金は 100%返還されます。

★ 島根県の経済動向 (R3年 10月分)・・・R3年 12/27 調査

島根県の経済は、一部に弱い動きがみられ、持ち直しの動きが鈍化している。
 生産活動は持ち直しの動きが足踏みしている。雇用面と所得面では改善の動きが続いている。
 個人消費は持ち直しの動きが足踏みしている。投資動向は持ち直している

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
持ち直しの動きが足踏	改善の動き	持ち直しの動きが足踏	持ち直している	倒産件数 4 件	貸出金対前年 2.4%増	対前年 0.3%上昇

知って得する商工会の3大おすすめ制度!!

① マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度で、融資窓口が商工会の為、スピーディーな対応が可能です。

R4年1/4時点の年利は年利**1.21%**と低く、運転資金や設備の購入・店舗の改装など様々な用途でご活用いただけます。

なお、令和4年3月末までは売上減少要件を満たす企業については「**実質3年間無利子**」のコロナマル経融資もご利用いただけます。

② 各種補助金の利用

商工会では各種補助金の利用について計画策定等のお手伝いをしています。

各地方の県商工会連合会及び商工会が事務局である「持続化補助金」や美郷町独自の補助金である「美郷町商工業等支援事業補助金」を初めとした各種補助金の申請実績もあります。

設備投資や販促事業を行われる際は一度商工会へご相談ください!!

持続化補助金関連の直近公募締切

○一般枠：R4年2月4日まで

○低感染リスク枠：R4年3月9日まで

③ 各種専門家派遣制度

商工会には様々な事業用の専門家派遣制度があり、基本的に無料でご活用いただけます。

例えば『社内労働規約を見直したい⇒社会保険労務士を派遣』や『店舗の陳列やレイアウトを見直したい⇒デザイナーやコンサルタントを派遣』といったもので、利用する制度によって1回~5回の派遣が可能です。※各制度は予算がなくなり次第終了します。

子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

島根*創生
SHIMANE SOUSEI



事業者の
皆様へ

出産後の職場 復帰に取り組む 企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

出産後職場復帰奨励金

奨励金 **10万円** [1制度導入]
上限20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和3年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

〈対象〉18才までの子どもがいる労働者 (実績) 対象者1名が合計8時間取得

イ 短時間勤務制度(3歳未満を除く)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】

〈対象〉3才以上 小学6年以下の子どものいる労働者 (実績) 対象者1名が合計20日間利用

※令和2年度中に制度を導入済みの事業所は、令和4年3月31日までに申請されると、20万円/1制度となります。

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも使っていただくことができます。

[令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合]

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者50人未満の事業所

20万円/人

10万円/人

支給要件

・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

[令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合]

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上
17か月未満

育児休業3か月未満
または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

支給要件

・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

